

オンラインでのパスポート発給申請手続きについて（3月27日から）

- 3月27日からパスポート（旅券）の発給申請手続きをオンラインでも行うことができます。
- オンラインでの発給申請手続きを利用された場合も、パスポート（旅券）の引き取りには在外公館へ来訪する必要があります。
- 在外公館窓口に来訪した上での発給申請手続きもこれまで通り利用することができます。
- 3月27日から、パスポートの発給申請手続きに必要な書類等が変わります。例えばこれまでは新規申請に際し戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかの提出が必要でしたが、3月27日以降は戸籍謄本の提出が必要となります。

2023年3月27日以降、パスポートの発給申請手続きをオンラインでも行うことができます。

お手持ちのスマートフォン等から、オンラインで発給を申請することで、引き取りまで在外公館に来訪する必要はなくなりますので、ご活用ください。

ご利用にはあらかじめオンラインで在留届（ORR ネット）を提出していただき、専用のスマホアプリをダウンロードして申請を行う必要があります。

なお、パスポートを受け取るためには、引き続き在外公館へ来訪する必要があります。

在外公館窓口に来訪した上での発給申請手続きもこれまで通り利用することができます。

また、令和5年（2023年）3月27日以降、今般の法改正に伴い、申請に必要な書類等が変更となりますので、ご注意ください。

(1) 戸籍謄本のご用意を！

新しくパスポートを申請する場合や、旅券面の記載事項に変更がある場合は、戸籍謄本をご用意ください。戸籍抄本では受付できません。【注意：有効期間内の切替更新の場合、戸籍謄本の提出は原則不要です】

(2) 査証欄が少なくなったらパスポートの申請を！

パスポートの査証欄（ビザページ）を追加する増補制度が廃止になりました。余白がなくなったら、新たなパスポートを申請してください。

(3) 6か月以内に受け取りを！

新しいパスポートが発行され、6か月以内にお受け取りがない場合、パスポートは失効します。失効後5年以内に次のパスポートを申請する際には、通常より高い手数料となります。

（※令和5年3月27日以降に申請したパスポートが6か月以内に受け取られず失効した

場合に適用されます)

(4) 申請書の変更

令和5年(2023年)3月27日から、オンライン申請を利用しない場合のパスポート発給等のための申請書の様式が変更されます。同日以降、古い様式の申請書は使用できません。なおオンライン申請の場合には、申請書の様式変更は関係ありません。

(参考ホームページ)

・外務省ホームページ(旅券)

ア. 旅券法令改正及び旅券(パスポート)の電子申請の開始について

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/pss/page22_003958.html)

イ. 令和4年の旅券法令改正による申請手続の主な変更点

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/pss/page22_003977.html)

ウ. オンライン在留届(ORR ネット)

(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>)

エ. パスポート申請書ダウンロード

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>)

・政府広報(内閣府大臣官房政府広報室)(国内居住者向け内容)

ア. 政府広報オンライン「暮らしに役立つ情報」掲載(ウェブ記事)

「パスポートの更新がスマホで可能に 2023年3月27日からオンライン申請がスタート」

(<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/202301/1.html>)

イ. 政府広報テレビ「サキドリ情報便!」放映「パスポートのオンライン申請」(約4分間、お知らせ番組)

(<https://www.gov-online.go.jp/pr/media/tv/jouhoubin/movie/20230217.html>)

【本件問い合わせ先】

在ガボン日本国大使館 領事班(赤道ギニア兼轄)

所在地: Boulevard du Bord de Mer, B.P. 2259, Libreville, Gabon

電話番号: (+241)011-73-22-97 / 011-73-02-35

閉館時緊急連絡先: (+241)077-38-73-38

Email: amb.japon@lv.mofa.go.jp